指定業者の変更、主任技術者選任・解任の届出

＊　名称及び所在地等の指定事項に変更があった場合は、変更のあった日から３０日以内に「指定給水装置工事事業者指定事項変更届書」（水道法施行規則様式第１０）を提出してください。

＊　給水装置工事主任技術者を新たに選任または解任する場合は、当該事由が発生した日から２週間以内に「給水装置工事主任技術者選任・解任届出書」（水道法施行規則様式第３）を提出してください。（給水装置工事主任技術者を欠いた場合は、「指定取り消し」要件に該当しますので注意してください。）

添付書類

|  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 届出の種類 | | | 登記簿の謄本  （原本） | 定款または寄付行為  （写し） | 住民票又は外国人登録証明書  （原本） | 誓約書 | 備考 |
| 指定事項の変更 | 氏名又は名称 | 法人 | 要 | 要 |  |  | 登記簿・住民票は発行から３ヶ月以内のもの |
| 個人 |  |  | 要 |  |
| 住所 | 法人 | 要 | 要 |  |  |
| 個人 |  |  | 要 |  |
| 代表者 | 法人 | 要 | 要 |  | 要 |
| 役員 | 法人 | 要 |  |  | 要 |
| 事業所の名称又は所在地 | 法人 |  |  |  |  | 登記や住民登録を伴わないもの |
| 個人 |  |  |  |  |
| 主任技術者の選任・解任 | | 法人 |  |  |  |  | 主任技術者免状の写し |
| 個人 |  |  |  |  |

事業の廃止・休止・再開の届出

　＊　廃業や合併による消滅等があった場合は、「給水装置工事事業者廃止・休止・再開届出書」（水道法施行規則様式第１１）を提出してください。

＊　廃止を届けたときは、指定工事事業者証書を返納してください。

＊　廃止・休止は３０日以内、再開は１０日以内

*注意事項*

＊　法人・個人を問わず事業の承継（個人から個人相続、個人から法人の組織化、法人から法人への営業譲渡、合併に伴う新会社の設立）はできません。この場合は、「廃止届出」提出後、新たに申請し指定を受けてください。

但し、有限から株式への組織変更の場合には同一法人とみなし、名称変更のみとなります。

＊　日付は確認してから記入していただきますので、あけておいてください。

海南市水道部